

美しい山形・最上川フォーラム規約の改正（案）

1. 改正内容

規約の第5条及び第7条の一部を下表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(会費等)</p> <p>第5条 個人会員にあつては年額一口1千円 (一口以上)、法人及び団体の会員にあつては年額一口3千円（一口以上）、県以外の行政機関の会員にあつては年額一口3万円（一口以上）の会費を納めるものとする。</p>	<p>(会費等)</p> <p>第5条 個人会員にあつては年額一口1千円 <u>(一口以上)</u>、法人及び団体の会員にあつては年額一口3千円（一口以上）、県以外の行政機関の会員にあつては年額一口3万円（一口以上）の会費を納めるものとする。</p>
<p>(役員)</p> <p>第7条 フォーラムに次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 運営委員 15名以上 24名以内</p> <p>(4) 監事 2名</p>	<p>(役員)</p> <p>第7条 フォーラムに次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 運営委員 15名以上 <u>24名以内</u></p> <p>(4) 監事 2名</p>

※改正後の規約の全文は別添のとおり